

# 消火器具の設置が義務になりました！

消防法施行令の一部改正 平成30年3月28日公布  
平成31年10月1日施行

## 【改正理由】

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災等の事例等を鑑み、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定めた措置が講じられたもの除く）を設けた飲食店等は、**延べ面積にかかわらず、消火器具の設置が義務付けられました。**

### 《火を使用する設備又は器具》

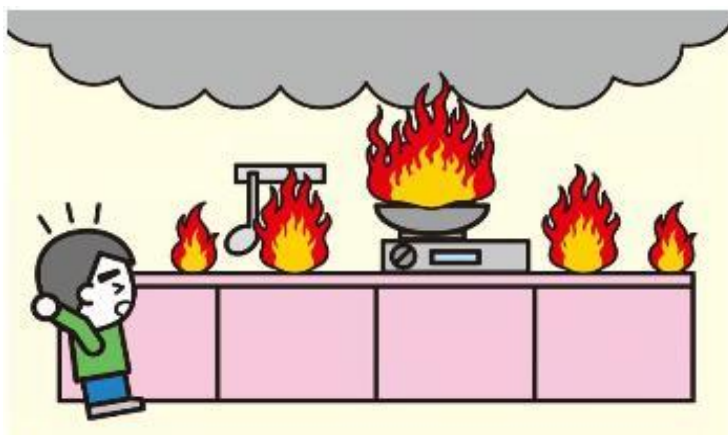
ガスコンロ、フライヤー、オーブンレンジなど

### 《防火上有効な措置》

調理油過熱防止装置、自動消火装置など

## 【消火器具の設置場所】

延べ面積150㎡未満の飲食店等にうち、今回新たに消火器具の設置義務となった飲食店等は原則として火を使用する設備又は器具が設けられた階に限り消火器具を配置すること。



## 【消防用設備等点検及び報告】

消火器具の設置義務対象となる飲食店等は、6ヶ月ごとに機器点検を行いその結果を1年に1回、消防署に報告する義務があります。

※ 自ら点検を行い報告することができます。(延べ面積1,000㎡未満に限る)

## 【現に消火器を設置している場合】

旧基準の消火器は、設置が認められないので新基準の消火器への取替えが必要となります。

問合せはお近くの消防署へ！

仙南地域広域行政事務組合消防本部 予防課 Tel0224-52-1050

白石消防署予防係	0224-25-2259	柴田消防署予防係	0224-55-2012
白石消防署蔵王出張所	0224-33-2011	大河原消防署予防係	0224-52-1136
白石消防署七ヶ宿出張所	0224-37-2100	大河原消防署村田出張所	0224-83-2408
角田消防署予防係	0224-63-1011	大河原消防署川崎出張所	0224-84-2370
角田消防署丸森出張所	0224-72-1244		

# 《フローチャート》

